**井原市美星花木センター**

**指定管理者募集要項**

令和７年８月

**井　原　市**

井原市美星花木センター指定管理者募集要項

　井原市美星花木センターの管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。)第244条の2第3項及び井原市美星花木センター条例(平成16年井原市条例第47号)第６条の規定に基づき、次とおり指定管理者を募集する。

１　指定管理者を募集する目的

（１）井原市美星花木センターの募集目的

　　　　井原市美星花木センター（以下「花木センター」という。）は、井原市の特産物として花木の産地

化及び産地直販方式の確立を図り、農家経営の安定向上に努めるとともに、地域の活性化に資する

ことを目的として設置する。

　　　　今回、花木センターの指定管理者を募集するにあたっては、民間のノウハウを最大限に活かし、

効果的・効率的な施設管理に努めながら、より花木産業の発展を図りたいと考える。

（２）施設の管理運営の基本的な方向性（運営方針）

　　ア　平等な利用の確保を図ること。

　　イ　利用者数の増加を図るため、ＰＲ等に努めること。

　　ウ　利用者へのサービス向上に努めること。

　　エ　個人情報の適切な管理を行い、経費の節減に努めること。

　　オ　効果的かつ効率的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。

　　カ　利用者の意見、要望等を管理運営に反映させること。

２　施設の概要

（１）名　　称：井原市美星花木センター

（２）所 在 地：井原市美星町西水砂２０番地１、２０番地２

（３）建築面積：１８０㎡

（４）構　　造：鉄骨一部２階建スレート葺

（５）敷地面積：井原市美星町西水砂２０番地１　　１，３３７．６㎡

　　　　　　　：井原市美星町西水砂２０番地２　　３，１５０㎡

（６）そ の 他：敷地内の外構及び植栽

３　指定管理者が行う管理の基準

（１）市が示す基本方針に準拠した管理運営

　　ア　施設の設置目的及び役割を十分に理解でき、それを効果的に達成できるだけの人的・物的能力、

ノウハウを有し、施設の公共性を保つための安全かつ安定した管理・運営のできるものであり、ま

た、実施する事業についても公共性のある事業を行うものであること。（公共性）

　　イ　施設の使用方法、施設を使用した事業において、単に営利を目的とせず、公益性を重視したもの

であり、また、市との連携が常にとれ、指導、要請等に迅速に対応できる管理体制が確立されたも

のであること。（公益性）

　　ウ　施設利用者等の公平性を常に確保できる管理・運営のできるものであること。（公平性）

　　エ　安定して良質な住民サービスを提供でき、常にサービス向上を図り、住民ニーズに迅速に対応で

きる体制をとれるものであること。（住民サービス）

　　オ　常に効率的・効果的な施設の管理・運営ができ、その管理・運営状況及びそれに関わる経営状況

について定期的な報告ができ、また、自主的にそれらの情報公開ができるものであること。（効率

性・透明性）

（２）管理運営を通じて取得した個人情報の取り扱い

　　　　指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、アクティブヴィラの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

（３）関係法令等の遵守

　　　指定管理者が花木センターの管理運営業務を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

○地方自治法及び地方自治法施行令

○消防法、消防法施行令その他の消防関連法

○個人情報保護に関する法律

○井原市美星花木センター条例

○その他花木センターを管理運営するための全ての法令等

４　指定管理者が行う業務の範囲（仕様）

(1)井原市美星花木センター本施設の利用に関すること

(2)井原市美星花木センター施設及び設備の維持管理に関すること

(3)その他本施設の管理上、市長が必要と認める業務

（２）管理経費等について

　(1)指定管理料　　指定管理料は、別途年度協定により定める。

(2)指定管理者が費用を負担する範囲

　　　天災による修繕以外は、井原市及び指定管理者双方協議して負担するものとする。

(3)精算及び事業報告　　会計年度終了後、３０日以内に精算及び事業報告を行うものとする。

(4)経理規程　　指定管理者は経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

(5)立入検査について　　市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の立入検査を行うこととする。

（３）業務を実施するにあたっての注意事項

　(1)公の施設であることを常に念頭に置いて公平な運営を行うこととし、特定の個人、団体等に有利又

は不利になる運営を行わないこと。

(2)指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。

(3)指定管理者が、施設の管理運営に各種規程、要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。

(4)各種規程がない場合は、市の諸規程に準じ又はその精神に基づき業務を実施すること。

（４）井原市との連絡調整に関する業務

　　　業務を円滑に遂行するため、また、業務の進捗状況把握等のため、井原市と指定管理者は、必要に

応じて連絡調整を行うこととし、指定管理者は井原市の求めに応じて、随時関係資料等を提出すること。

５　指定管理者の指定の期間（予定）

（１）指定の期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１までの５年間とする。

（２）指定の期間は、市議会の指定議決により確定することとなりますのでご留意ください。

６　管理運営に要する経費等

（１）指定管理に係る指定管理料

　　　管理運営に必要な経費は、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）毎に、指定管理料として

井原市の毎年度の予算の範囲内において支払います。

　　　指定管理料は、事業計画書で提案された金額に基づき、指定管理者と市が協議のうえ、別途締結す

る年度協定に基づき支払います。

（２）その他

　　　指定管理料の支払時期、方法、管理口座等の細目的事項については、別途協定で定めます。

７　申込資格

　　申込の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理運営し、かつ、上記に記載の「施設の

設置目的」をより効果的・効率的に達成することのできる井原市内に事業所又は営業所を有する法人そ

の他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。なお、

個人での応募は受け付けません。

（１）地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方自治体から指定を取り消され、

当該処分の日から起算して２年を経過しない法人等でないこと。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。

（３）申込書類提出時において、井原市の一般競争入札の参加停止又は指名停止等の措置を受けていない

法人等であること。

（４）井原市が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない法人等であるこ

と。

（５）次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。

　　ア　商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた法人等及びその開

始命令がなされている法人等

　　イ　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びそ

の開始決定がされている法人等

　　ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされた法人等及びその

開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正

事件に係るものを含む。）

　　エ　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始

決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破

産事件に係るものを含む。）

（６）法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時

業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体

の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

　　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

　　　号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。

　　イ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくな

った日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員」という。）の統制の下にある法人等でない

こと。

　　ウ　法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。

　　エ　法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上

の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に

与えている者がいないこと。

　　オ　法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティーその他の会合（以下

「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりする

ような関係又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係を有して

いる者がいないこと。

８　指定の申込みの手続

　　申込みに関して必要となる経費は、すべて申込者の負担とする。

（１）募集要項等の配布

　　　募集要項並びに関係資料（以下「募集要項等」という。）は、次のとおり配布する。

　　ア　配布期間

　　　　令和７年８月１５日（金）～１０月６日（月）、毎日午前９時～午後５時までの間配布する。

　　　　ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

　　イ　配布場所

　　　　井原市美星町三山１０５５番地　　井原市美星支所　美星振興課（電話　0866-87-3113）

（２）現地説明会の開催（募集要項等に関する説明会を併せて開催する。）

　　ア　開催日時：令和７年９月１日（月）午後１時３０分から

　　イ　開催場所：井原市美星町西水砂２０番地１、２０番地２　　井原市美星花木センター

　　ウ　申込方法：別紙様式第７号により参加申込をしてください。

　　　　　　　　　　各法人等３名まで参加できる。

　　　　　　　　　　申込先は、上記募集要項等の配布場所と同じで、令和７年８月２９日（金）までに

　　　　　　　　　申込みください。

（３）質問事項の受付及び回答

　　　この募集要項等に関する質問がある場合には、別紙様式第６号により提出してください。

　　ア　質問票の提出

　　　　受付期間：令和７年９月１１日（木）、１２日（金）の２日で、いずれも午前９時から午後５時ま

でとする。

　　　　受付場所：上記募集要項等の配布場所と同じです。

　　　　受付方法：持参又は郵送にて提出してください。（口頭による質問は、受け付けません。）

　　イ　回答の方法及び日時

　　　　郵送により、質問者及び現地説明会に参加した法人等すべてに対し、令和７年９月１８日（木）

までに回答する。

（４）申請書類の受付

　　ア　受付期間：令和７年９月１日（月）から１０月６日（月）までとする。ただし、土曜日、日

曜日及び祝日を除きます。

　　イ　受付時間：午前９時から午後５時まで

　　ウ　提出方法：持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、書留郵便を用いてください。

　　エ　提 出 先：上記募集要項等の配布場所と同じです。

　　オ　提出部数：正本１部及び副本15部を提出してください。

　　カ　提出書類の扱い：正本１部を市が保持し、副本15部は、指定管理者決定後に、申込者との協議

により、速やかに廃棄する。なお、市が保持する提出書類（正本１部）は、情報公開の対象とな

り、法人情報等非開示情報を除き開示することとなりますので、予めご承知ください。

　　キ　提出書類：指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出してください。

　　　　　　　　　別紙様式は、すべてＡ版としてください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料

の提出を求める場合もあります。

　（ア）指定申込書（別紙様式第１号）

　（イ）上記「７申込資格」に掲げるすべての要件を満たす旨の宣誓書（別紙様式第２号）

上記７（６）に記載の申込資格に関し、役員等に係る住民票の写し又は住民票記載事項証明書の

提出を求める場合があります。

　（ウ）法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

　（エ）法人にあっては当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書（申請日前３カ月以内に取得したもの

に限る。）

　（オ）法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（申請日前３カ月以内に取得したものに限る。）

　（カ）申込書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

　（キ）申込書を提出する日の属する事業年度の直近３年間の事業報告書、収支決算書又は損益計算書、

貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

　（ク）役員等の名簿（氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう。）及び履歴を記載し

た書類

　（ケ）法人等の概要がわかる書類

　（コ）消費税及び地方消費税に係る「納税証明書（その３　未納税額がないことを証するもの。）」の写

し。（申請日前６カ月以内に税務署が発行したものに限る。）

　（サ）岡山県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」の写し。（申請日前６

　　　カ月以内に岡山県税事務所が発行したものに限る。）

　（シ）グループによる申込み場合のみ提出が必要なもの

　　　　①グループの構成員表

　　　　②グループの協定書の写し

　　　　③グループの委任状

　（ス）事業計画書（別紙様式第３号）

　（セ）収支計画書

　　　　収支計画を、指定管理期間分（別紙様式第４号）と年度毎（別紙様式第５号）に分けて記してく

ださい。施設の効果的及び効率的な運用並びに経費節減のバランスをとる観点から、収支計画の妥

当性を審査する。

　（ソ）事業計画書の概要（要旨）

　　　　市では申込書類の受付後、指定管理者申込者がどのような提案をしているかについて公表する。

　　　　上記８（４）キ（ス）の事業計画書の内容について、次の項目を中心に２～３ページ程度（Ａ４

版）で簡単にまとめ、パソコンのＣＤ等で提出してください。

　　　　①法人等（グループにあっては構成員のすべて）の業務内容

　　　　②花木センターの管理運営に関する事項

　　　　③花木センターの事業に関する事項

　　　　④管理運営体制（組織及び人員）に関する事項

　　　　⑤危機管理に関する事項

９　事業計画書（別紙様式第３号）記入要領

　　次の各事項の項目毎に考え方をわかりやすく記入してください。特に実績は、具体的に記入してください。基本的には、別紙様式第３号に従って記入していただきますが、項目毎に最大２ページまで様式を拡大してもかまいません。それを超える場合は、概要を様式に記入したうえで、詳細を別紙で添付してください。

（１）管理運営の基本方針

　　　上記１（２）の施設の管理運営の基本的な方向性（運営方針）を踏まえ、次の２点に留意し、全体

の管理運営に関する方針を分かりやすく記述してください。

　　　・市が推進する施策に準拠した管理運営

　　　・管理運営を希望する理由と目的

（２）運営実績

　　　類似施設について、実績があれば記述してください。（管理年数、管理形態、業務内容、運営状況、

利用者数等）

（３）市民の平等な利用の確保

　　　以下の事項に留意して、平等な利用の確保について記述してください。

　　　・平等な利用に関する整備がなされていること。

　　　・不当な利用制限等がないこと。

（４）施設利用の促進等について

　　　花木センターの管理運営について、次の事項に留意し、新しい発想、観点からの提案があれば記述

してください。

　　　ただし、現実性及び妥当性のあるものに限ります。

　　ａ利用促進等への取組

　　　・利用者の満足度向上のための方策

　　　・利用者数の増加を図る方策

　　　・新しい発想又は観点の提案

　　ｂサービス向上への取組

　　　・苦情や要望等の受付体制が整備されていること。

　　　・サービスの向上に結びつく計画であること。

　　ｃ自主事業への取組

　　　・受入れ事業の実施方針

　　　・主催事業の実施方針とその内容

（５）個人情報の保護について

　　　個人情報保護に関する取組みについて記述すること。

（６）管理運営計画について

　　ａ施設の管理運営計画について

　　　・安定した施設の管理運営が可能な方針であること。

　　　・具体的な安全対策等が講じられていること。

　　　・管理運営組織

　　　　組織体制等が分かる図を別に付けてください。図中に（　）書きで人数を併記してしてください。１６（２）に基づき、一部業務を専門の業者に請け負わす場合は、そのことが分かるように図中

　　　に記入してください。

　　　・施設管理、運営の人員、資格等が確保されていること。

　　　・施設の警備体制が十分であること。

　　　・地域、他の施設等との連携が整備されていること。

　　　・市との連絡体制が整備されていること。

　　ｂ職員配置・確保について

　　　・無理のない勤務体制及び勤務ローテーションであること。

　　　・偏り及び無理のない業務分担であること。

　　　・現職員（臨時等含む。）の経験を生かした再雇用計画があるか。

　　　・緊急時の応急措置ができる人材かどうか。

　　C地元雇用への配慮

　　　地元雇用促進についての配慮及び類似施設の雇用実績があれば記述する。

（７）施設管理運営経費について

　　　・財政的基礎

　　　　　花木センターを安定して維持管理できる財政的基礎を有していることを、具体的に分かりやす

く記述してください。また、テナントとして入居する者があるときは、テナント料について精算

根拠等を記述してください。

　　　・予算のチェック体制

　　　　　予算の適正な執行をどのように図るかについて記述してください。

（８）安全管理について

　　　基本方針、防犯、防災、衛生対策等の対応、緊急時の対応等について記述してください。

１０　指定管理者の選定

（１）審査・選定者

　　　市長は、提出された事業計画書等を下記の（２）の選定基準に基づいて総合的に審査し、最適と認

められる法人等を指定管理者の候補者として選定する。

（２）選定基準

　　ア　事業計画の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。

　　イ　事業計画の内容が、花木センターの適切な維持管理を図ることができるものであること。

　　ウ　事業計画の内容が、花木センターの効用を最大限発揮できるものであり、市民サービスの向上を

図ることができるものであること。

　　エ　事業計画の内容が、花木センターの管理に係る経費の縮減を図るものであること。

　　オ　指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政

的基礎を有していること。

（３）失格の要件

　　　次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

　　ア　選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

　　イ　提出書類に虚偽又は不正があった場合

　　ウ　提出書類等の提出期限を経過してから提出書類が提出された場合

　　エ　複数の申込を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合

　　オ　提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合

　　カ　その他不正行為があった場合

（４）選定

　　　審査は次の順で行います。

　　①「７　申込資格」のすべての要件を満たしていない法人等を審査の対象から除外する。

　　②「１０（３）失格の要件」のいずれかに該当する法人等を審査の対象から除外する。

　　③選定委員会においてプレゼンテーションを行っていただきます。日時、場所等については、別途通

知する。

（５）候補者当否の通知

　　　申込みのあった法人等のすべてに宛てて後日書類で通知する。

１１　指定管理者の指定

　　指定管理者候補者として選定された法人等について、井原市議会において議決を経た後に、指定管理

者として指定する。

　　ただし、指定管理者候補者として選定された日以降において、「７　申込資格」に掲げる要件のいず

れかを満たさないこととなった場合、又は「１０（３）失格の要件」に該当することが判明した場合に

は、指定をしないことがあります。

１２　指定管理者との協定書の締結

　　議会の議決を経て指定管理者に指定した法人等との協議に基づき、協定書を締結する。この際、指

定管理者と井原市は、協議の上で事業計画書又は収支計画書の内容を変更することがあります。

　　協定は、指定期間を通じて基本的な事項を定めた「基本協定」と年度毎の事業実施に係る事項を定め

た「年度協定」に分けて締結する。

　　協定書の主な項目については、次のとおりです。

（１）基本協定

　　ア　指定期間に関する事項

　　イ　施設の利用許可等に関する事項

　　ウ　財産の管理に関する事項

　　エ　事業計画書に関する事項

　　オ　個人情報保護に関する事項

　　カ　情報公開の推進に関する事項

　　キ　業務報告及び事業報告に関する事項（１３（１）及び（２）関連）

　　ク　指定の取消し及び業務の停止に関する事項

　　ケ　リスク管理及び責任分担に関する事項

　　コ　その他施設の管理において必要と認める事項

（２）年度協定

　　ア　当該年度の業務内容に関する事項

　　イ　当該年度に井原市が支払う指定管理料に関する事項

　　ウ　その他施設の管理において必要と認める事項

１３　管理状況の把握、評価及び監査

（１）業務報告書の提出

　　　指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出い

ただきます。年度の途中において指定を取り消されたときも同様です。

　　　・施設の管理業務の実施状況及び使用状況

　　　・施設の管理に係る経費の収支状況

（２）井原市は、指定管理者による適正なサービスの提供を確保するため、事業報告書並びに上記（１）

に係る業務報告書等の提出を受け、必要があると認めたときは、原則として指定管理者に事前に通知

したうえで、施設の維持管理及び経理の状況に関し、指定管理者に説明を求め、又は施設内において

維持管理状況の確認を行うことがあります。

（３）監査の実施

　　　監査委員等が市の事務を監査するため必要があると認める場合においては、市は帳簿書類その他の

記録を指定管理者に提出させるとともに、監査会場への出席を求め、又は実地に調査することができ

ます。

１４　井原市と指定管理者の責任の分担

　　井原市と指定管理者の責任の分担は、原則として次表「美星花木センターの管理運営に係る設置者と

指定管理者とのリスク分担表」のとおりとする。

　　詳細については、井原市と指定管理者との間で締結する協定の中で定めます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 指定管理者 | 井原市 |
| 施設（建物、工作物、機械設備等）の保守点検 | ○ |  |
| 施設・設備の維持管理 | ○ |  |
| 施設の修繕 | ○ | ○ |
| 安全衛生管理 | ○ |  |
| 施設の利用許可 | ○ |  |
| 事故、火災等による施設・備品の損傷　（注１） | ○ | ○ |
| 施設利用者の被災に対する責任　　　　　（注２） | ○ | ○ |
| 施設の火災共済保険加入 |  | ○ |

（注１）指定管理者の責めに帰すべき場合は、指定管理者の責任となる。

（注２）指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に被災があっ

た場合は、被害が最小限となるよう迅速かつ適切な対応を行い、速やかに井原市に報告しなければ

ならない。

（注３）その他指定管理者の責任履行に関する事項については協定で定める。

　　　　施設の修繕について、施設・設備の構造上の不備等に起因する事故等による場合を除き、原則と

して指定管理者の負担とする。ただし、井原市が別に定める金額を超える場合は、井原市と指定

管理者が協議して負担を決定することとする。詳細については協定で定めます。

１５　事業の継続が困難になった場合における措置

（１）井原市への報告

　　　指定管理者は、事業の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに井原市

に報告しなければなりません。

（２）指定管理者に対する実地調査等

　　　指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合に

は、井原市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経

理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。

　　　なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、井原市は指定管理者の指

定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

（３）指定管理者の指定の取消し

　　　井原市は指定管理者の倒産若しくは指定管理者の財務状況が著しく悪化する等、指定に基づく管理

の継続が困難と認められる場合又は著しく社会的信用を損なう等、指定管理者として相応しくないと

認められる場合には、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

　　　また、指定管理者がグループの場合であって、その構成団体の一部の法人について管理の継続が困

難と認められる場合においては、残存の法人等により継続して適正な管理が可能と認められる場合に

は、当該管理の継続を認めるものとする。ただし、当該管理が困難と認められる場合には、指定管

理者の指定を取り消すことがあります。

（４）井原市に対する損害賠償

　　　上記（２）又は（３）により指定管理者の指定を取り消され、井原市に指定管理者の債務不履行に

よる損害が生じた場合には、指定管理者は、井原市に対し賠償の責めを負うこととなります。

（５）その他不可抗力の場合

　　　指定管理者の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合には、井原市

と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとする。

１６　その他

（１）施設管理開始までにおける指定の取消し

　　　指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その

指定を取り消すことがあります。

　　ア　正当な理由なくして井原市との協定の締結に応じないとき。

　　イ　指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

　　ウ　著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき。

（２）業務の再委託

　　　指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わすことはできません。ただし、委託業

務のうち、一部の業務については、井原市の承認を得たうえで、専門の事業者に委託することができ

ます。

（３）業務の引継

　　　花木センターの現在の管理者からの業務の引継は、指定管理者指定後、随時行います。

　　　なお、引継に要する経費は、すべて指定管理者に指定された法人等の負担とする。

１７　様式、添付書類等

（１）様　式

　　　・様式第1号　指定管理者指定申込書

　　　・様式第２号　宣誓書

　　　・様式第３号　事業計画書

　　　・様式第４号　収支計画書

　　　・様式第５号　年度収支計画書

　　　・様式第６号　質問票

　　　・様式第７号　現地説明会参加申込書

　　　・別紙　　　　指定管理者の指定手続等に関する申込資格（申込書添付用）

（２）添付資料

　　　・地方自治法（第244条の2、第244条の3、第244条の4）抜粋　　（資料１）

　　　・井原市美星花木センター条例　　　　　　　　　　　　　　　　 　（資料２）

　　　・井原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例　　 　（資料３）

　　　・事業計画書記載要領　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（資料４）

１８　この募集要項に関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

　　　井原市美星町三山１０５５番地

　井原市美星支所　美星振興課

　　　電話　０８６６－８７－３１１３

　FAX　 ０８６６－８７－９０５６